

第5号議案資料

八洲学園大学学則の一部を改正する学則の制定について

平成18年11月15日

制定の理由

学校教育法の一部改正により、大学に置かなければならない職として助教授に代えて「准教授」が設けられるとともに、新たに「助教」が新設されたため、この学則を制定するものである。

学則制定(案)

八洲学園大学学則の一部を改正する学則(案)

八洲学園大学学則の一部を次のように改正する。

第7条中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「助教」を加える。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第7条 本学に学長、教授、<u>准教授</u>、 講師、<u>助教</u>、助手、添削指導員、 事務職員、技術職員及びその他の 必要な職員を置く。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、平成19年4月1日か ら施行する。</u></p>	<p>第7条 本学に学長、教授、<u>助教授</u>、 講師、助手、添削指導員、事務職 員、技術職員及びその他の必要な 職員を置く。</p>

アンダーラインを付した部分が今回改正するものである。